

事務連絡
令和5年4月28日

医療機関の長 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

富山県外来対応医療機関指定要綱の一部改正について
患者向け案内「新型コロナウイルス感染症にかかったら」の送付について

平素より、本県の感染症対策の推進に多大なご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症について、国において、5月7日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることが公表され、5月8日より「5類感染症」に位置づけられることとされました。今後は、幅広い医療機関においてコロナ患者の診療に対応する医療提供体制に移行することが求められています。

県では、移行期間中に発熱等の症状のある患者が一部の医療機関に集中することを防ぐため、現在ご協力をいただいている「診療・検査医療機関」を「外来対応医療機関」に名称を改め、対応していただける医療機関をさらに増やすとともに、受診を希望する方が検査・診療にアクセスしやすいように順次公表することとしています。

つきましては、下記についてお知らせしますとともに、「外来対応医療機関」への指定についてご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 「富山県外来対応医療機関指定要綱」の一部改正について
このたび、別添のとおり、要綱を改正しましたのでお知らせします。
- 2 患者向け案内「新型コロナウイルス感染症にかかったら」
医療機関から患者にお渡しいただく案内を作成いたしました。5月8日以降、患者への説明やお知らせの際にご活用ください。
なお、以前配布した「療養のご案内 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」は、5月7日で活用を終了してください。
- 3 「外来対応医療機関」の設備整備等への支援について
今後、国からリーフレットが発出される予定です。届き次第、お知らせします。

事務担当	感染症対策課
	感染症対策推進班 竹内、土居
電話番号	076-444-8920

富山県外来対応医療機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インフルエンザ流行期に、多数の発熱患者等が地域において適切に診療・検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う富山県内の医療機関（以下、「外来対応医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来対応医療機関の要件)

第2条 外来対応医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

- ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- イ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること。）
- ウ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- エ 自院のかかりつけ患者である発熱患者のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談したうえで、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 機能要件

第3条第1項の規定により申請した診療・検査対応可能時間（第4条に規定する変更の届出をした場合は、変更後の診療・検査対応可能時間。以下、同じ。）内において、保健所及び厚生センター及び相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受け入れ要請があった場合、又は患者等から相談があった場合、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

ただし、自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等により、予め自院での受け入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、診療・検査対応可能時間内において、患者等から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

(指定の申請)

第3条 外来対応医療機関の指定を受けようとする医療機関は、様式第1号に定める指定申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、当該医療機関を外来対応医療機関に指定し、様式第4号により申請者へ通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 外来対応医療機関は、前条に基づき提出した指定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2号に定める変更届出書を知事に提出しなければならない。また、あらかじめ提出できない場合は、変更後速やかに提出しなければならない。

(外来対応医療機関の情報の共有等)

第5条 県は、第3条第2項の指定を受けた外来対応医療機関の医療機関名、医療機関所在地その他患者が診療又は検査を受けるにあたり必要な情報を、県内の市町村、保健所及び

厚生センター、地域の医療機関等関係者に共有することができるものとする。

- 2 県は、第3条第1項に規定する申請において、県ホームページでの医療機関名等の公表を希望した外来対応医療機関の情報に限り、県医師会等の関係団体等と協議し、県ホームページで公表することができるものとする。

(報告事項)

第6条 外来対応医療機関は、指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）に日々の受診者数や検査数の入力を行うものとする。ただし、G-MISのID振出を国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

- 2 前条の規定に関わらず、関係団体等が、複数の外来対応医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力を行うことができる。

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。
- (2) 外来対応医療機関が外来対応医療機関の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 外来対応医療機関が指定の辞退の意思表示をしたとき。

- 2 前項第3号の意思表示は、様式第3号に定める指定辞退申出書の知事への提出により行うものとし、その提出をもって指定を解除するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。ただし、この要綱の施行前の診療・検査医療機関の指定申請は、この要綱の第3条第1項による申請とみなし、申請書中「令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」の（別紙1）「診療・検査医療機関（仮称）の指定要件」とあるのは、「富山県診療・検査医療機関指定要綱第2条に定める要件」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

事務連絡
令和5年5月26日

富山県医師会長 殿
各郡市医師会長 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

患者向け案内「新型コロナウイルス感染症にかかったら」変更版の送付について

平素より、本県の感染症対策の推進に多大なご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症と診断された患者に対し、医療機関からお渡しいただいております「新型コロナウイルス感染症にかかったら」の内容を一部変更いたしましたので、添付のとおり送付いたします。

変更点は、以下のとおりです。

【変更点(下線部分)】

<変更後>

- 2 健康に不安がある場合や症状がひどくなった場合の対応
○富山県新型コロナウイルス健康相談窓口 (24時間、休日にも対応) にご相談ください。

電話番号：0120-478-220

※変更は6月1日からの運用となりますのでご注意ください。

<変更前>

- 2 健康に不安がある場合や症状がひどくなった場合の対応
○富山県健康フォローアップセンター (24時間、休日にも対応) にご相談ください。

電話番号：0120-934-952


事務担当	感染症対策課
	感染症対策推進班 竹内、土居
電話番号	076-444-8920

新型コロナウイルス感染症にかかったら



- ★令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス5類移行後の対応や、自宅療養の際の注意点(自宅療養のしおり)については、県のホームページ(右の二次元コード)でご確認をお願いします。
- ★厚生センターや富山市保健所からの連絡はありませんので、以下にご注意して、療養をお願いします。(検温等の健康観察はご自身でお願いします。)

1 外出を控えることが推奨される期間(感染時の療養期間)

【新型コロナに感染した際の外出を控える目安】						
	0日	1日	2日	3日	4日	5日
感染された方	外出を控えることが推奨される期間 (5日間かつ症状軽快後24時間) 					
	発症日					

○新型コロナに感染した時は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは個人の判断になります。その際に以下の情報を参考にしてください。

- ・発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます。
- ・やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- ・発症後10日間は、不織布マスクを着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。
- ・自宅での過ごし方については、富山県ホームページに記載の「自宅療養のしおり」をご参考にお過ごしください。

2 健康に不安がある場合や症状がひどくなった場合の対応

○富山県新型コロナ健康相談窓口(24時間、休日も対応)にご相談ください。

電話番号：0120-478-220

3 ご自身やご家族が感染したら…

- ・ご家族や同居されている方が新型コロナに感染した場合は、可能であれば部屋を分け、お世話はできるだけ限られた方で行うよう注意してください。
- ・濃厚接触者として特定されることはありませんが、かかった方の発症日から5日間は、ご自身の体調にご注意ください。(7日目までは発症する可能性があります。)この期間は手洗いやマスク着用などの基本的な感染対策や高齢者等のハイリスクな方との接触を控える等の配慮をお願いします。

※なお、療養証明書は県及び富山市保健所では発行していません。